

平成27年第1回市原市議会定例会追加議案概要

条例の一部改正 …… 2件

議案第35号 市原市重度心身障害者医療給付条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 施行の日（支払い方法、自己負担額及び支給対象者については平成27年8月1日）

◆（参考）改正の概要

- 1 支払い方法
償還払い方式から現物給付方式に変更する。
- 2 自己負担額
市民税所得割課税世帯については、通院1回、入院1日につき300円とする。
- 3 支給対象者
65歳以上の新規該当者は制度対象外とする。
- 4 条文整備に伴う改正

なお、本市においては県制度との均衡を図るため、県の補助金要綱の交付基準のとおり規定する。

議案第36号 市原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成27年4月1日

◆（参考）改正の概要

- 1 保険料賦課限度額の改定
中低所得者の負担に配慮しつつ、高所得者からの保険料の増収を図ろうとするものである。

	改正前	改正後
(1) 基礎賦課限度額	51万円	52万円
(2) 後期高齢者支援金等賦課限度額	16万円	17万円
(3) 介護納付金賦課限度額	14万円	16万円

- 2 保険料軽減制度の拡充
消費税増税や景気対策等を要因とした物価上昇に伴い、賃金も上昇していることから、生活水準は同じであっても来年度以降保険料の軽減対象でなくなる被保険者への対応として、軽減制度の拡充を行うものである。

軽減割合	5割軽減		2割軽減	
	改正前	改正後	改正前	改正後
世帯主と加入者の合計所得	33万円+(24万円×加入者数)以下	33万円+(26万円×加入者数)以下	33万円+(45万円×加入者数)以下	33万円+(47万円×加入者数)以下